

「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期地域福祉計画）」の原案について

平成29年11月24日
保健福祉局地域福祉課

1 計画の概要

(1) 法的位置付け

社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」

(2) 現在までの経緯

① 平成28年度

市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で地域福祉計画の策定方針及び骨子を決定
これを受けて各区支え合いのまち推進協議会で区計画の策定を開始
→ 第4期計画は第3期計画の醸成を図る。

② 平成29年5月1日～5月10日

WEBアンケートで地域福祉活動に対する市民意識を実施（回答者数 650人）

例1 自分が住んでいる地域で行われている地域福祉活動は何か。

- ・知らない (55%)
- ・見守り・安否確認 (31%)
- ・ちょっとした力仕事 (13%)

例2 地域福祉活動への参加状況

- ・機会があったら参加したい (60%)
- ・不参加 (23%)
- ・参加している (17%)

例3 参加したい地域福祉活動は何か。

- ・見守り・安否確認 (40%)
- ・急病などの緊急時の手助け (35%)
- ・ちょっとした力仕事 (33%)

例4 地域福祉活動に参加したきっかけ

- ・現に地域福祉活動している方からの声掛け (34%)
- ・自治会等の役員等に就いた (29%)
- ・研修等や地域のイベント (27%)

③ 平成29年7月27日

第1回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で素案を審議・了承

立案方針1 コミュニティソーシャルワーク※機能の強化を市の取組（公助）の
中核とする。

立案方針2 市民が活用しやすい計画書の構成とする。

※要支援者の個別支援及びその蓄積を通じて発見された地域生活課題を地域
住民等が解決する取組の支援（地域支援）の総称

④ 平成29年10月21日～11月4日

各区で市民説明会を実施した（中央区では山下会長の基調講演を開催）。
市民からの意見を聴取した（参加者数 計151人）。

【主な意見】

- 社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーは各区事務所に1人しか配置されていない。コミュニティソーシャルワーク機能の強化は可能なのか。
- 自治会と社会福祉協議会との連携関係の構築自体が課題である。
- 地域福祉活動での担い手の不足が一層深刻になっている。

⑤ その他

- 「我が事」「丸ごと」による地域共生社会の実現を目指す国の動向をできるだけ計画に反映させた。
- 地域共生社会の実現を推進するため、地域共生社会推進事業部を設置した。

(3) 計画原案のポイント

- ① 国が進めている地域共生社会の実現のため、地域住民等による地域生活課題への「我が事」としての取組みを支援し、かつ、地域住民等による支え合いと公助とが連動して地域を「丸ごと」支える包括的支援体制づくりを目指す。
- ② 市の取組み（公助の取組み）について、地域の取組み（共助の取組み）を直接又は間接に支援する事業・施策とし、中核として「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を重点施策に位置付けた。
- ③ 地域福祉活動に携わる方・携わろうとする方が現に生活課題に直面している方を支援する際に役立つ計画を目指した。
 - ア 地域の取組み（共助の取組み）について、市民の方が地域福祉活動に取り組む際の参考になるよう、先駆的な取組事例を紹介した。
 - イ 市の取組み（公助の取組み）の分類を、地域の取組み（共助の取組み）を支援する手法（サービス類型）とし、市の支援を必要とする方が検索しやすいようにした。
 - ウ 地域の取組みを10のテーマに分類し、それぞれのテーマごとに地域（共助）・千葉市社会福祉協議会・市（公助）の3者の取組みを関連付けることで、市民が住んでいる地域でどのような地域福祉活動が必要とされ、また、地域福祉活動にどのような支援を受けられるのかを一覧できるようにした。

(4) 計画期間 平成30～32年度（3年間）

2 計画の構成

(1) 総論

第1章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）とは
計画策定の趣旨・目的、位置付け、他計画や地域包括ケアシステムとの関係

第2章 地域福祉の現状と経緯
本市を取り巻く環境、これまでの取組と今後の課題、地域福祉推進の方向性

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の概要
計画の基本的な考え方、ポイント、施策の体系、計画期間等

(2) 各論

第4章 先駆的な取組事例

中央区「地域一体「協働」の体制づくり～松ヶ丘地区～」
花見川区「こども食堂」（犢橋地区）
稲毛区「子育てフォーラム」
若葉区「社協加曽利地区部会」
緑区「大椎台買い物支援サービス」
美浜区「カフェさいわい」（幸町）

・読み物として楽しめるように。
・自分の活動に役立てられるようポイントを明示した。

第5章 地域の取組（共助の取組）

6区の区計画（支え合いのまち推進協議会）

地域の取組を市の取組より先に置いた。

第6章 市の取組（公助の取組）

○「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を重点施策に

【4つの重点施策】

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 コミュニティソーシャルワーカーの増員等 | 3 地域力基盤強化の支援 |
| 2 多機関の協働による相談支援体制の包括化 | 4 地域福祉の担い手の育成・拡大 |

○公助の取組を9つのサービス類型に分類して整理

【9つのサービス類型】

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 費用等助成 | 6 相談支援 |
| 2 物品提供 | 7 意識啓発 |
| 3 活動場所の提供 | 8 団体等支援 |
| 4 人材育成 | 9 ネットワーク化 |
| 5 情報提供 | |

関心がある地域福祉活動が決まっている市民が、その活動について、市からどのような支援を受けられるのかを一覧できるようにした。

第7章 地域の取組と社会福祉協議会及び市の施策

共助に係る10の取組テーマごとに3者（地域・市社協・市）の取組を一覧できるように整理

【10の取組テーマ】

- 1 見守りの仕組みづくり
- 2 高齢者を支える仕組みづくり
- 3 障害者を支える仕組みづくり
- 4 こどもと子育てを支援する仕組みづくり
- 5 健康づくり
- 6 防犯・防災に対する取組み
- 7 担い手の拡大とボランティア活動の促進
- 8 福祉教育・啓発
- 9 地域のつながりづくり
- 10 相談支援体制と情報提供の充実

・第3期計画の9つの取組テーマを、骨子に基づき柔軟に再検討し、新たな取組テーマを10とした、
・ミクロな観点からマクロな観点へと並べた。
・WEBアンケートで最も関心が高かった見守りを先頭に置いた。
・以下、見守り以外の福祉活動を対象者別に、福祉以外の活動、そして地域福祉活動の基盤を作る活動の順に並べた。

第8章 計画の推進に向けて

・計画の推進体制、計画の推進状況の検証
・庁内横断組織として地域共生社会推進事業部地域力向上班を設置し、第6章に掲げた重点施策「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」に取り組む。

(3) 資料編

町丁別人口統計、地域交流スペース等を掲載

3 今後のスケジュール

- ・平成29年11月24日 第2回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（原案を承認）
- ・平成29年12月～平成30年1月 パブリックコメント
- ・平成30年3月下旬 第3回市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（計画を確定）